



NTT東西等の業務の在り方・ NTTグループに関する公正競争の確保の 在り方に関する検討課題

令和6年5月13日
事務局

検討課題：NTT持株による事業の実施についてどう考えるか

- NTT持株は、NTTを地域会社と長距離会社に**再編成するに当たり**、
 - ・**NTT東西の株式の総数を保有し、株主権の行使**によって間接的にあまねく電話の責務を担保する機能を果たすとともに、
 - ・電気通信の基盤となる電気通信技術に関する**研究を一元的に推進**することを目的として設立された。
- そのため、その業務範囲は、「地域会社の株式の保有、地域会社への助言・あっせん・その他の援助、基盤的技術の研究」に限定されているところ、NTTの要望や、他事業者等からの意見を踏まえ、業務範囲を**見直すべきか、現状を維持すべきか**。見直す場合は、**どのような範囲・要件**とすべきか。

NTTの意見

- NTT法により、持株会社は事業を行うことができないため、研究成果を事業化する際に、立ち上げ時のリスクを自らとって推進できず、いわゆる「死の谷」を越えられない。**NTT持株が事業を実施できるように見直しを行い、機動的な事業展開を可能としていただきたい。**
- 実施する事業については、**主に研究成果の事業化**を想定。
- **電気通信事業は**、固定通信・移動体通信ともに、NTT東西・NTTドコモ・NTTコミュニケーションズ等の事業会社で実施しており、**NTT持株で実施する必要性がなく、想定していない。**

競争事業者の意見

- NTT持株の現状の業務範囲や責務の在り方を**変更する必要はない**。また、NTT持株が事業を実施することにより、**実質的なグループ一体化につながるおそれがあるため、認めるべきではない。**
- 本来業務以外への事業拡大等により過大なリスクを負うことで、NTT持株・東西のあるべき姿・**本来業務に支障があってはならない。**

- NTT持株は、NTTを地域会社と長距離会社に再編成するに当たり、**NTT東西の株式の総数を保有し、株主権の行使**によって間接的に**あまねく電話の責務を担保する機能**を果たすとともに、**電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究を一元的に推進**することを目的として設立。
- その業務は、「①**本来業務**」、「②**目的達成業務**」であり、**これら以外の業務を行うことは認められていない。**

① 本来業務

- NTT東西の**株式の引き受け・保有、株主権行使**
- NTT東西に対する必要な**助言、あっせん**その他の援助
- **基盤的技術の研究** 等

② 目的達成業務（事前届出制）

- **NTT持株の目的※を達成するために必要な業務。事前届出要。**

※ NTT東西が発行する株式の総数を保有し、NTT東西による適切かつ安定的な電気通信役務の提供の確保を図ること及び電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究を行うこと

検討課題：NTTに対する累次の公正競争条件についてどう考えるか

- NTTに対しては、**累次の公正競争条件**として、**各種取引条件等の公平性の確保、在籍出向及び役員兼任の禁止、共同資材調達**の禁止等を課してきた。
- 今般、その一部について**NTTから見直しの要望**があるが、各公正競争条件の対象・内容について、それぞれ**見直すべきか、現状を維持すべきか**。また、公正競争条件が引き続き必要と考える場合は、**どのように担保すべきか**。

NTTの意見

- 「**NTT持株とNTTデータ・NTTドコモ間の在籍出向禁止・取引条件の公平性**」及び「**NTT持株・NTT東西とNTTデータ・NTTドコモ・NTTコムウェア・NTTコミュニケーションズとの共同調達の禁止**」については、市場や競争環境の変化を踏まえた**見直しを行うべき**。

競争事業者の意見

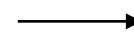
- **NTTの累次の公正競争条件は、分社・再編時に承継した旧公社時代の資産や市場支配力に起因して策定されたものであり、引き続き遵守されるべき規定**。公正競争条件は制度的に担保されたものではなく、事前の議論なく反故にされた事例(NTTドコモの完全子会社化)が存在。「**第三者による検証体制の強化**」、「**制度化**」等による**実効性確保が必要**。
- **NTTに対する累次の公正競争条件は、「特別な資産」を承継した特別なグループであるNTTの独占性・巨大性の拡張を抑止するために不可欠**。維持又は強化をするべき。

(参考) NTTグループに対する累次の公正競争条件の概要

- NTTの巨大性・独占性等を踏まえ、各種事業の分離時等に、グループ内の事業者と他事業者との間の公平性等を確保するための**公正競争条件**を課しており、大別すると、主に以下の7つの条件に整理できる。

NTT東西によるネットワークの公平な提供

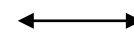
NTT東西



NTTドコモ／NTTコム／NTTデータ

各種取引条件等の公平性の確保

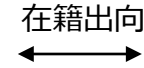
NTT持株
NTT東西



NTTドコモ／NTTコム／NTTデータ／
NTTコムウェア

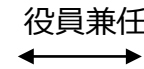
在籍出向及び役員兼任の禁止

NTT持株
NTT東西



NTTドコモ／NTTコム／NTTデータ
グループ／NTTデータ

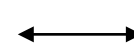
NTT東西



NTTドコモ／NTTコム

独立した営業部門の設置

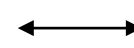
NTT東西



NTTコム

顧客情報その他の情報の公平な提供

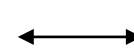
NTT東西



NTTコム

共同資材調達への扱い

NTT持株
NTT東西



NTTドコモ／NTTコム／NTTデータ／
NTTコムウェア

研究開発成果の公平な開示等

NTT持株
NTT東西



NTTドコモ／NTTコム／NTTデータ／
NTTコムウェア

1988 (S63) 年 データ通信事業の分離

データ通信事業の分離について (S63年4月日本電信電話株式会社報道発表)

- ◆ NTTの出資比率の低下
- ◆ 転籍による社員の移行
- ◆ NTTによる新会社への回線提供の他事業者等との無差別公平性の確保
- ◆ NTTから新会社への取引を通じた補助の禁止、第三者と同等の取引条件の確保
- ◆ NTT・新会社の共同調達禁止

1992 (H4) 年 移動体事業の分離

日本電信電話株式会社の移動体業務の分離について (H4年4月郵政省報道発表)

- ◆ 可能な限り、NTTと別個の伝送路を構築
- ◆ NTTから新会社への取引を通じた補助の禁止
- ◆ 転籍による社員の移行
- ◆ NTTの出資比率の低下
- ◆ NTT・新会社の共同資材調達の禁止

1997 (H9) 年 ソフトウェア関連業務の事業化・分離

ソフトウェア関連業務の事業化について (H9年3月日本電信電話株式会社報道発表)

- ◆ NTTによる新会社との取引の他事業者等との無差別公平性の確保
- ◆ NTT・新会社の共同資材調達の禁止

1999 (H11) 年 持株会社、地域会社及び長距離会社への再編成

日本電信電話株式会社の事業の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する基本方針 (H9年12月郵政省告示)

- ◆ 地域会社・長距離会社間の役員兼任・在籍出向の禁止
- ◆ 持株会社及び承継会社の短期借入の個別実施
- ◆ 持株会社/地域会社・長距離会社間の共同資材調達の禁止
- ◆ 地域会社・長距離会社間の接続形態・接続条件の他事業者との同等性確保
- ◆ 地域会社・長距離会社間の電気通信役務の提供に関連する取引条件の他事業者との同一性確保
- ◆ 長距離会社は独立した営業部門を設置、利用者の利便性維持のために地域会社が長距離会社の販売業務を受託する場合における条件の他事業者との同一性確保
- ◆ 地域会社・長距離会社間で提供される顧客情報等の他事業者との同一性確保
- ◆ 持株会社/地域会社が長距離会社に対して行う研究成果に係る情報開示の条件の他事業者との同一性確保

検討課題：電気通信事業者のグループに関する公正競争条件の確保についてどう考えるか

- 電気通信事業者のグループに着目した公正競争を確保するための規律として、禁止行為規制等のほか、**合併等審査**（登録の更新制）があるところ、電気通信事業法における合併等審査は、グループ内の再編等が審査の対象外となっていることについて、どう考えるか。

合併等審査

① 一種・二種指定事業者のグループ

一種・二種指定事業者
又は
その特定関係法人
(いわゆるグループ会社)

①が②を
グループ化
(合併、株式取得による
子会社化等)
する場合



登録の更新が必要



② グループ外の大規模事業者 (特定電気通信設備設置者)

[固定通信]
アクセス回線シェア10%超の者
(NTT東西、オプテージ 等)

[移動通信]
端末シェア3%超の者
(NTTドコモ、KDDI、沖縄セルラー、
ソフトバンク、UQコム、WCP)

公正競争の確保に問題ないかどうか等を**審査**